



# りそな銀行アジアニュース

平成 20 年 11 月 28 日  
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所】

## 「外資企業による自社用工作機械等輸入時の関税免税制度の廃止について」

外資企業に対する設備輸入時の免税制度は、中国でビジネスを行う外国企業にとって、大きなインセンティブとして位置付けられてきましたが、中国税関総署(税関)公告【2008】29号により、2008年11月1日から外資企業が自社用工作機械や射出成型機等を輸入する際に、関税の免税制度が廃止されました。ただし、輸入段階の増徴税は引き続き免除されています。

今回の措置は、中国政府が、これまでのように機械・設備を海外からの輸入に頼らず、中国国内で製造・購入することを推奨し、国内産業の育成を図る方針を明確にしたものと言えます。

関税免税廃止の概要は以下の通りです。

### <自社用設備輸入時の従来の税制度>

外資系企業	来料加工廠(工場)
「外商投資産業指導目録」の奨励類に認定されている業種、「外商投資プロジェクトの免税対象外品目」に指定されていないもの等、一定の条件を満たしている設備を総投資額の範囲内で輸入する場合、設備に課せられる増徴税と関税は免除される	加工貿易契約に基づいて外国企業から無償提供設備を輸入する場合、保税扱いされる

変更後

### <2008年11月1日以降>

外資系企業・来料加工廠(工場)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2008年5月1日以降、直近の「外商投資産業指導目録」において奨励類に分類され、「国内投資プロジェクト免税輸入を与えない商品目録(2006年版)」の中の通用設備第10類1、2、3項に列記された自社用工作機械、射出成型機を総投資額の範囲内で輸入する場合、一律に輸入関税が課税される</li> <li>● ただし、2008年4月30日までに優遇政策の享受について許可を得た場合、2008年11月1日までに税関に対して免税申請を行い、許可されれば、関税・増徴税の双方の免除が認められる</li> <li>● 加工貿易にて外国投資企業から無償提供される一部の輸入設備も課税対象となる。増徴税は引き続き免除されるが、加工貿易手帳での管理は継続される</li> </ul>

【出所:中国海関総局ホームページ他】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室(東京)電話 03-5223-6672  
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

\* 禁無断転載